

退院調整ルールに関するFAQ

H30.3月

No	項目	手引き	質問	回答
1	問合せ先	P3	ケアマネがわからない場合、市に尋ねるとのことだが、P22のどれが窓口か？	P22参照 西宮：高齢福祉課 芦屋：高齢介護課 介護保険事業係 ただし、連絡してもその場ではお伝えできない。市から担当ケアマネに連絡し、病院へ連絡するよう依頼するという流れ。
2			退院調整ルールに関する問い合わせはどこにしたらいいか。	P21参照 【西宮市】5つの在宅療養相談支援センター 【芦屋市】精道高齢者生活支援センター（基幹的業務担当）
3	ルール内容	P3	既存の連携シートとは、事業所で使っているアセスメントシート等でも良いのか？また芦屋市では医師会と取り決めをしたグランドルールの様式があるがそれを使っても良いのか？	今回提案している様式1&2の内容が概ね盛り込まれているシートであればそれを使ってもらって構わない。芦屋のグランドルールの、主治医とケアマネの情報交換用なので、今回のルール策定にあたっての入院時の情報提供に使用するのとは適当ではない。
4		P3	結局、ケアマネジャーは利用者が入院したら何したらいいのか？	P3.4に赤字で病院が行うこと、ケアマネが行うことが書かれているので流れ図とあわせて参照してもらいたい。
5		P5	「自宅へ退院が可能」とあるが判断する基準について、例えば①の場合であっても、本人や家族の強い希望で退院することもあると思われるがいかがか。	記載は原則。ケースバイケースで、例えばがん末期で、状態が不安定でも自宅で過ごしたいとの希望から退院する事はあると思われる。病院の担当者とケアマネ、もちろん本人家族と話し合って退院するかどうかを決めていくことになる。
6		P5	(4)①～③いずれも該当している場合在宅可能の判断とあるが、②については該当しないことがありそう。在宅が難しいとなればケアマネに施設を探してもらえるのか。	病院から在宅に戻るためのルール。在宅に帰りたいという強い希望があればぜひケアマネジャーを退院カンファレンスに呼んでほしい。 病院、本人・家族が施設入所がいいと判断した場合は病院と施設が直接話をしてほしい。
7			報酬の改定により、ルールは変わるのか。	P23参照 病院とケアマネが連携していくというルールの原則は変わらない。報酬については現時点で改定内容は不明なため、最新情報は各自確認をしてほしい。
8		P10	病院担当窓口一覧表の②「退院調整の期間を除き在宅判断は可能？」の項目の意味は？	退院可能かどうかは主治医の判断になるが、生活状況について退院調整期間を残して連絡をし、在宅生活の準備をできるように余裕をもって判断できるかどうかということ。
9		P10	病院の窓口は土日など休みにしているのでは？病院によっては金曜日の夜にFAXを送っても病棟に連絡がいくのが週明けになってから、ということもあるのでは？	確かに、夜間や休日にはスタッフが不在にしている事がある。FAXで一報を入れる等の努力はしていただきたい。またケアマネの事業所も土日は連絡がつきづらいということもあると思われる。運用後メンテナンスをしていくので、改善点などがあれば今後のアンケートや協議でご意見をいただきたい。
10	様式の記入	P8	様式2(情報交換シート：ケアマネ記載部分)には、入院直前の様子を記入するのか、従来の状態を記載するのか？	入院直前の状態については病院側で把握可能。従来の状態を記載する。
11		P8	様式2(情報交換シート：病院記載部分)には、作成年月日の現状を記載するのか、退院時の見込みの状況を記載するのか？	看護サマリーと同様。作成年月日時点の状況を記載する。
12		P8	病院からの様式に入院日の記載がない。	看護サマリーに不足の項目があれば様式を使用していただくように作成している。入院日についてはサマリーに記載されるはず。

No	項目	手引き	質問	回答
13	様式の 受渡	P6, 8	CMから提出をしないと病院から情報はもらえないのか。	もらえる場合があるが、病院とケアマネジャーの連携をより良くするためのルールであるため、CMからも出していただきたい。
14		P6, 8	検査入院等、すべての入院に際し様式の提出は必要か？	短期入院、検査入院など生活状況に変化がなければ特段必要ではない。病院に必要かどうか確認していただければよい。
15			入退院を繰り返す患者の情報はどの程度やりとりが必要か(行き来の回数)。	
16		P6, 8	入院がわかったら、すぐにFAXしてもいいのか？一報入れてからになるのか？	持参、FAXの場合ともにもまず電話連絡。但し、夜間・休日等地域連携室等連絡がつかない場合にはFAXで送付されたい。
17		P6, 8	入院して何日以内に送るのか？	何日以内という決まりはないが、なるべく早く。
18		P6, 8	病院での担当が決まっていない場合はどうすればいいのか？	P11病院担当窓口一覧の④参照。状況を直接お話するのであれば病棟の方が望ましいが、地域連携室に預けても可。
19	様式 (その他)	P6, 8	様式1と2の下部:個人情報の同意の文言	契約の際に個人情報の同意書を取り、その際に医療機関、介護事業所との連携については了解を得ているはず。毎回同意が必要となるような契約をしている事業所や病院については再確認をお願いしたい。
20		P6, 8	退院調整ルールは在宅のみ適用となるのか。特養等施設に入るときは不要か。	基本的には在宅。ただし施設入所でも様式を使用いただくことは差支えない。
21	その他		今後のルールのメンテナンス時期について	概ね半年ごとにメンテナンスを行う。 第1回目は、来年度6月頃にアンケートを、8月頃にケアマネ病院協議を予定している。